

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第42号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則  
秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の  
一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「および勤務時間」を削り、同条中「（1日につき定  
められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）」  
を削る。

第13条の見出し中「請求手続」を「請求手続等」に改め、同条第1項中  
「、部分休業承認請求書」を「第1号部分休業承認請求書又は第2号部分  
休業承認請求書により、請求の申出は部分休業請求申出書により、請求  
の申出の変更は部分休業申出変更書」に改め、同条第2項中「請求」の次に  
「、請求の申出および請求の申出の変更」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。